

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ③

相続分

行政書士
ファイナンシャルプランナー 森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

法定相続分

	相続人	相続分	注意事項
第一順位	配偶者	1/2	①子(養子・胎児も含む)の各相続分は平等 ②非嫡出子は嫡出子の1/2
	子	1/2	
第二順位	配偶者	2/3	直系尊属の相続分は平等
	直系尊属	1/3	
第三順位	配偶者	3/4	①兄弟姉妹の各相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の者の1/2
	兄弟姉妹	1/4	

Copyright Y's Office

相続人

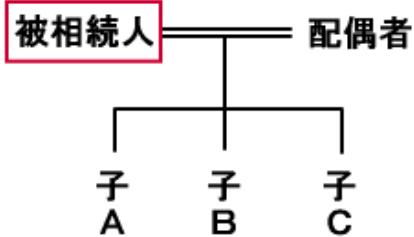
配偶者と子供グループ



Copyright Y's Office

相続人

具体例 子供3人 遺産600万円の場合



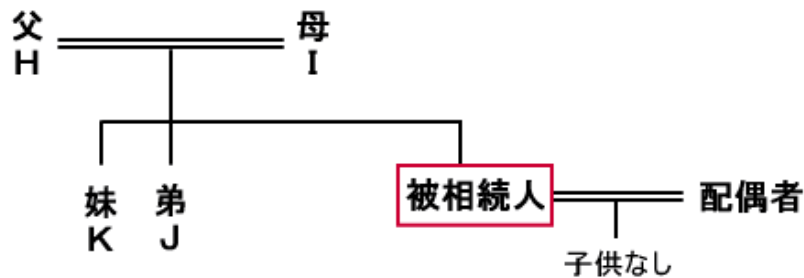
配偶者	$\frac{1}{2}$	600万円	\times	$\frac{1}{2}$	$=$	300万円
-----	---------------	-------	----------	---------------	-----	-------

子供全員で	$\frac{1}{2}$	600万円	\times	$\frac{1}{2}$	$=$	300万円
子供1人当たり		300万円	\times	$\frac{1}{3}$	$=$	100万円

Copyright Y's Office

相続人

具体例 子供なし 親あり 遺産600万円の場合



配偶者 $2/3$ 600万円 \times $2/3$ = 400万円

直系尊属全員で $1/3$ 600万円 \times $1/3$ = 200万円
 直系尊属1人当たり 200万円 \times $1/2$ = 100万円

Copyright Y's Office

遺留分

直系尊属のみの場合には財産の3/1
 その他の場合は 財産の1/2
 兄弟姉妹には遺留分は無い

相続人		遺留分	法定相続分	個人の遺留分
直系尊属のみ	両親	1/3	1/2ずつ	1/6ずつ
	父又は母のみ	1/3	1	1/3
配偶者のみ	夫又は妻	1/2	1	1/2
配偶者と直系尊属	夫又は妻	1/2	2/3	1/3
	両親	1/2	1/6ずつ	1/12ずつ
配偶者と子	夫又は妻	1/2	1/2	1/4
	子2人	1/2	1/4ずつ	1/8ずつ
子のみ	子1人	1/2	1	1/2
	子2人	1/2	1/2ずつ	1/4ずつ

「ずつ」は文化庁 現代仮名遣いの表記

Copyright Y's Office

Y's

講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
都内の金融機関に転職 法人融資担当
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
都内にてコンサルティング業務開始
相続・遺言相談・離婚相談
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士	LEC東京リーガルマインド専任講師
ファイナンシャルプランナー	全国商店街支援センターアドバイザー
宅地建物取引主任者	神奈川県 専門相談員
認定キャリアコンサルタント	相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Copyright Y's Office

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。

Copyright Y's Office